

第4期白石町高齢者福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

白 石 町

目次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	1
3 計画の進行管理	3

第2章 高齢者を取り巻く現況

1 人口推計と高齢化	4
2 要介護（支援）認定者数の推移	5

第3章 計画の目標

1 基本理念	6
2 基本目標	6
3 施策の体系	8

第4章 施策の展開

1 地域ぐるみの福祉の推進	9
2 高齢者の社会参加と生きがいの推進	13
3 介護予防の推進	14
4 高齢者の在宅福祉の充実	16
5 高齢者への介護サービス等による生活支援	21
6 高齢者の安全・安心の確保	21

第5章 計画の推進

資料

○白石町高齢者福祉計画策定委員会委員名簿	24
○白石町高齢者福祉計画策定委員会設置規則	25

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では総人口が減少を続ける一方で、平成24年には団塊の世代が65歳になり始めたことから高齢者人口が大幅に増加しています。白石町におきましても、人口は平成26年9月末現在24,677人で高齢化率は30%を超え、今後においても高齢化がさらに進展していくとともに認知症高齢者も増加すると見込まれます。

町では、平成24年3月に策定しました『白石町高齢者福祉計画』に基づいて種々の施策・事業を展開してきて3年が経過しました。

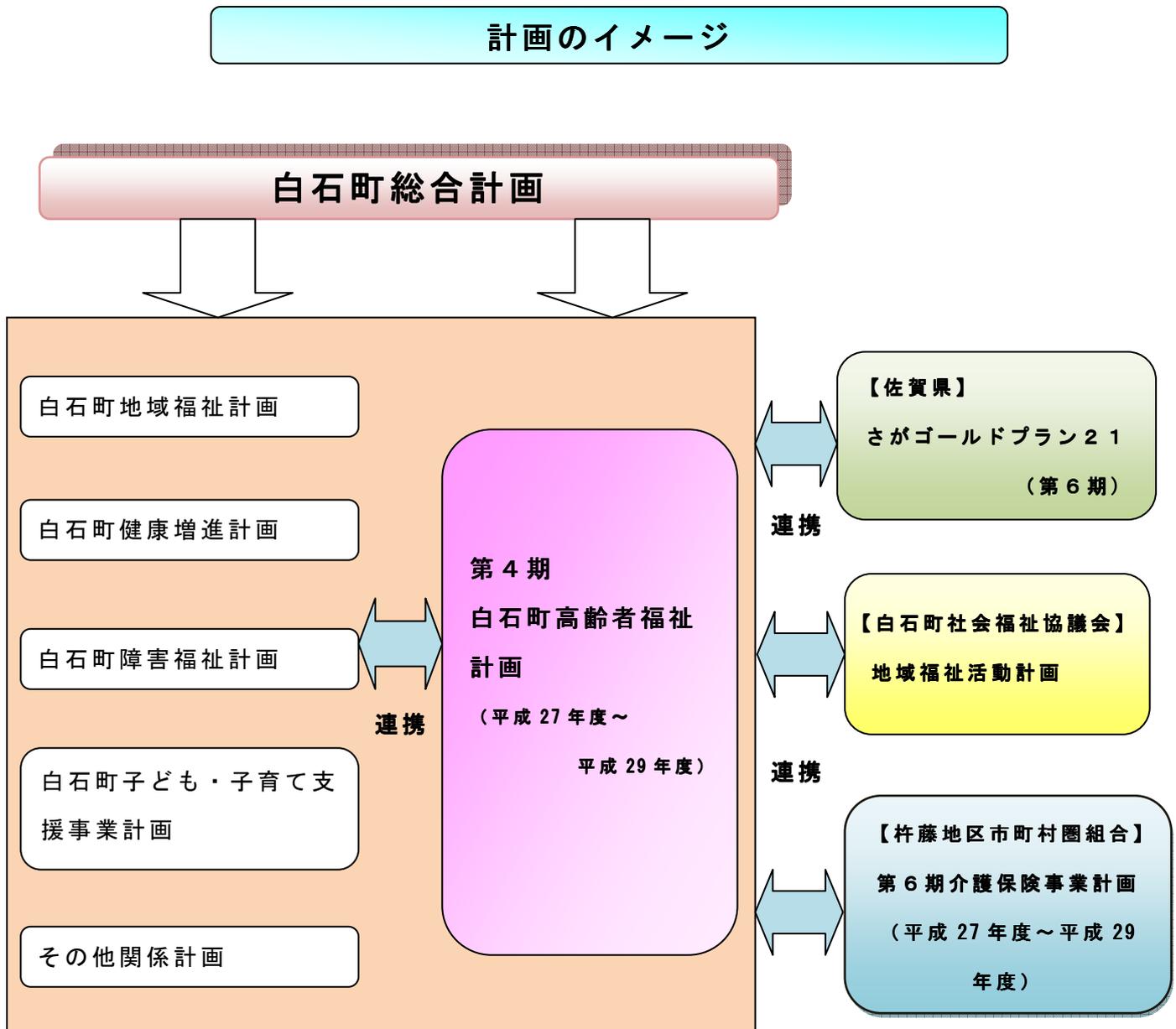
今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを各地域の実情に応じて構築し、「健やかで安心できるやさしいまち」を築いていく必要があります。

このようなことから、本町では高齢者に関する施策を実施していくために今回新たに『白石町高齢者福祉計画』を策定します。

2 計画の性格・位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき定めるものであり、町における高齢者に関する福祉政策全般にわたる計画です。その基本的な目標を定めるとともに、取り組むべき施策全般を盛り込んだ計画として定めます。白石町総合計画を上位計画とし、国及び県それぞれが策定した関連計画や、町が策定した各種計画等との整合を図ります。

また、本計画は、介護保険の給付対象及び給付対象外の老人福祉事業を含めた、地域における老人福祉事業全般に渡るサービス提供体制の確保として位置づけられており、介護保険法第117条による杵藤地区広域市町村圏組合において策定されている杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事業計画とも整合性を図ります。



3 計画の進行管理

(1) 計画の期間と見直し時期

本計画は、平成27年度を初年度として平成29年度までの3年間の計画とし、平成29年度中に見直すこととします。

	計画名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
白石町	総合計画	第1次計画			第2次計画					
	高齢者福祉計画	第3期計画			第4期計画		第5期計画			
杵藤地区広域 市町村圏組合	介護保険事業計画	第5期計画			第6期計画		第7期計画			
佐賀県	さがゴールドプラン21	第5期プラン			第6期プラン		第7期プラン			

(2) 計画の推進状況の点検

計画の推進にあたっては、各年度において地域包括支援センター運営委員会等各種関連団体との意見交換や事務事業評価に基づく自己点検などにより、計画の内容及び進捗状況を点検・評価し、点検結果に基づく必要な対策を講じていきます。

第2章 高齢者を取り巻く現況

1 人口推計と高齢化

白石町の人口は平成17年の合併から年々減少しており、平成26年9月末時点で24,677人と、前年に比べ約1.7%減少しました。反面、団塊の世代が高齢者となっていく中で、65歳以上の高齢者人口は年々増加しています。しかし、75歳以上の後期高齢者人口は平成25年にピークを迎え、その後平成26年からほぼ横ばい状態で推移していくと思われます。

また、高齢化率は、平成26年に30%を超え、平成29年には32%になると推計されます。

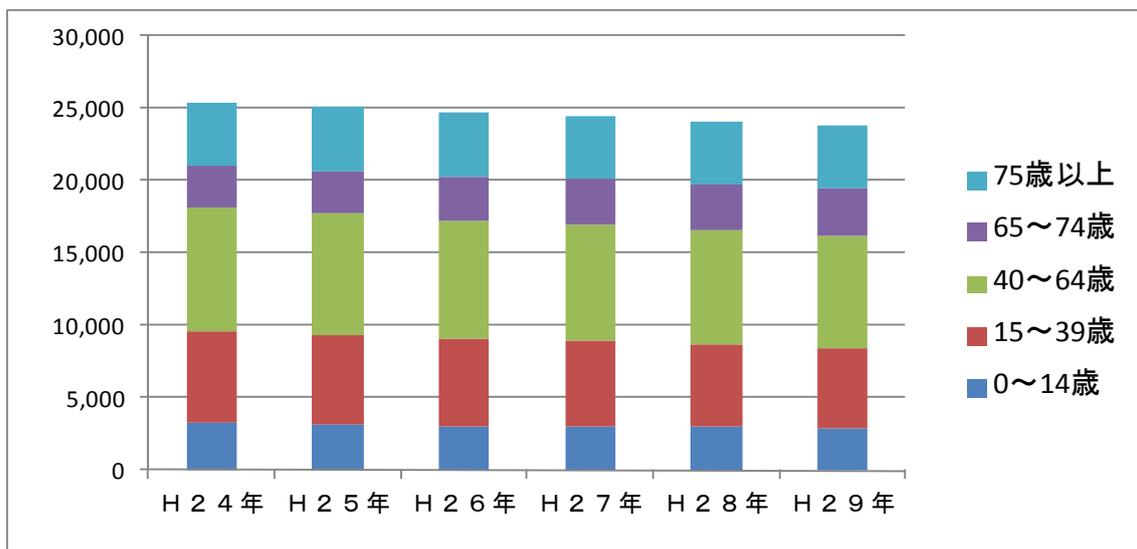
【人口と高齢者数の推移】（9月末）

（単位：人：％）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0～14歳	3,257	3,160	3,076	3,023	2,961	2,932
15～39歳	6,310	6,166	5,938	5,920	5,736	5,533
40～64歳	8,585	8,384	8,182	8,039	7,847	7,687
65歳以上	7,244	7,383	7,481	7,516	7,590	7,621
65～74歳	2,846	2,929	3,069	3,149	3,242	3,271
75歳以上	4,398	4,454	4,412	4,367	4,348	4,350
総人口	25,396	25,093	24,677	24,498	24,134	23,773
高齢化率	28.5	29.4	30.3	30.7	31.4	32.1

※平成24年～平成26年は住民基本台帳人口（除く外国人）

※平成27年～平成29年は第6期介護保険事業計画策定時推計人口



2 要介護（支援）認定者数の推移

本町の要介護（支援）認定者数は、平成24年1,611人、平成25年1,729人、平成26年1,734人となっており、年々増加しています。

また、平成26年の介護度別の分布は、要介護1が最も多く、次いで要介護2、要支援1となっています。

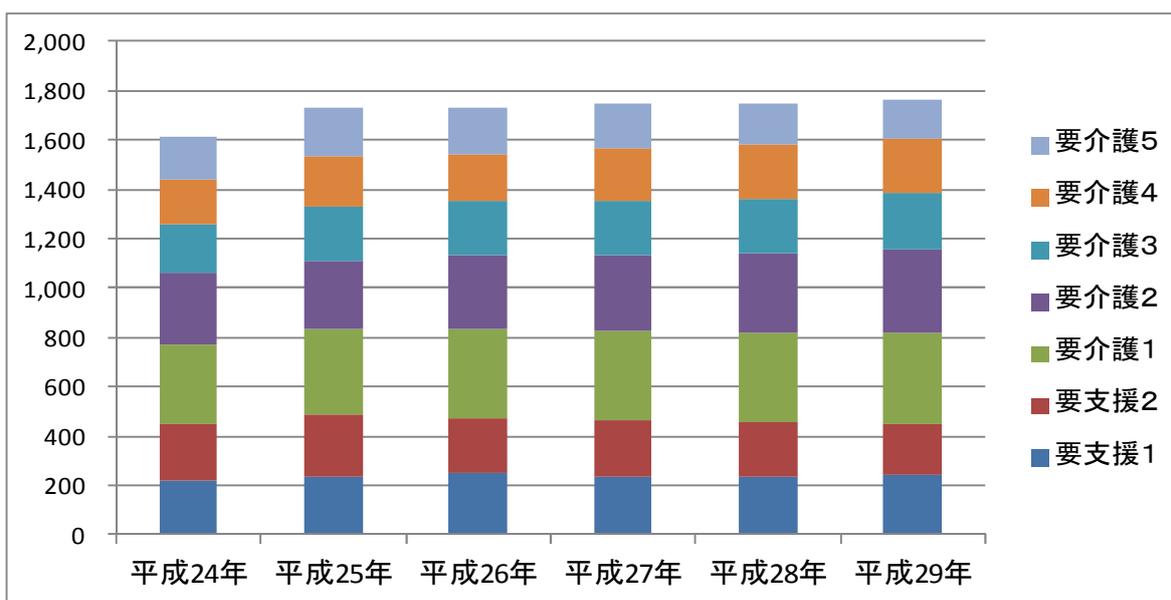
そして、平成27年以降、認定者数は微増していき、高齢者数に対する認定者数の割合は22～23%台で推移していくと考えられます。

【要介護（支援）認定者数の推移】（9月末）

（単位：人）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	223	235	249	238	238	240
要支援2	229	250	221	227	216	210
要介護1	322	350	360	359	363	368
要介護2	290	274	303	308	325	342
要介護3	198	218	223	220	220	222
要介護4	180	209	188	217	220	222
要介護5	169	193	190	175	165	156
合計	1,611	1,729	1,734	1,744	1,747	1,760

※平成24年～平成26年は実績、平成27年～平成29年は第6次介護保険事業計画策定時推計値



第3章 計画の目標

1 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で 安心して生き生きと暮らせるまちづくり

高齢化の進展とともに、要介護（要支援）認定者数の増加やそれに伴う給付費の増大など、高齢者を取り巻く状況は変化してきています。暮らしの困りごとについては、まず本人、家族を含めた工夫や自助努力、そして、地域における助け合いがあり、お互いの居場所と役割が大切にされる地域社会を目指すことが大切です。

また、専門的な公的サービスを必要とする人には、適切に提供される状況を持続する必要があります。

本町では、前計画（平成24年度～26年度）において、「高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくり」の実現に向けて、計画を推進してきました。

今計画においても、前計画を継承し、地域の様々な社会資源を活用し、「高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくり」の実現に向けて、「保健・予防」「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「生活支援・福祉サービス」「すまいと住まい方」を切れ目なく提供する『地域包括ケアシステム』の実現を目指します。

2 基本目標

(1) 地域ぐるみの福祉の推進

まちづくりにおいても、高齢者の自立した生活に配慮した、安全で活動しやすい環境整備がますます必要とされています。

また、高齢者のみの世帯が増える中で、助け合いや見守りを充実するために、地域の人たちの結びつきを高めていくことが重要となります。

(2) 高齢者の社会参加と生きがいのづくりの推進

団塊の世代の引退により、多様な価値観を有する介護を必要としない健康な高齢者の増加も見込まれます。高齢者が持っている能力を存分に発揮し、生きがいを感じながら社会の中で元気に活動できる環境づくりが、ますます重要性を増していきます。

このため、高齢者が社会活動や、趣味、レクリエーション活動などで働き、遊び、学べるような気軽に利用できる居場所づくりを推進し、その人にあった生きがいのづくりを啓発支援していくことに取り組みます。

(3) 介護予防の推進

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるようにするために、介護予防に努めていくことが大切になります。比較的元気な人は今の健康状態が保てるように、加齢や疾病による心身の機能の低下をきたした人には悪化しないようにその状態に応じた効果的な介護予防事業を提供し、高齢者が尊厳をもって生活できるように支援していきます。

(4) 高齢者の在宅福祉の充実

加齢に伴い認知症など支障が生じても、高齢者の尊厳が守られ安心して生活を送ることができるよう、介護保険サービスを始め、巡回サービスなどの生活を支援するさまざまなサービスを、それぞれの身体状況に応じて提供できるよう努めます。

(5) 高齢者の介護サービス等による生活支援

既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど、地域の協力を受けながら高齢者の支援を行います。

(6) 高齢者の安全・安心の確保

若年人口は減少し、高齢者層の割合が増えて行く中で、高齢者が被災者・被害者となることが多い災害や事件、事故に対して少しでも被害の軽減ができるよう、行政と地域の連携が必要です。また、地域のコミュニケーションの活性化を図り、住民同士がお互い情報を提供し、支え合

いながら暮らすことができる地域づくりに努めます。

3 施策の体系

計画の体系は以下のとおりです。

基本理念	基本目標	主要施策
高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせるまちづくり	1 地域ぐるみの福祉の推進	(1) 地域包括支援センターの充実
		(2) 地域ケアを支えるネットワークの整備
		(3) 介護保険施設・福祉施設の適正配置
		(4) 高齢者にもやさしいまちづくり
	2 高齢者の社会参加と生きがいの推進	(1) 交流活動の促進
		(2) 生涯学習への支援
		(3) 就労への支援
		(4) 社会参加の促進
		(5) 老人福祉センターの活用
	3 介護予防の推進	(1) 介護予防事業
	4 高齢者の在宅福祉の充実	(1) ひとり暮らし高齢者等に対する支援の充実
		(2) 認知症対策の推進
	5 高齢者への介護サービス等による生活支援	(1) 生活支援サービス体制の整備
	6 高齢者の安全・安心の確保	(1) 行政と地域の連携
		(2) 地域のコミュニケーションの推進

第4章 施策の展開

1 地域ぐるみの福祉の推進

今後、白石町においても高齢者単独世帯や認知症高齢者が増えると同時に、様々なケアニーズの増大が予想される中で、介護保険や医療保険のサービスだけでなく、地域における見守りや生活支援、権利擁護などの支援が切れ目なく提供出来るように体制づくりを行います。

(1) 地域包括支援センターの充実

地域の高齢者の心身の健康の保持・増進、保健・福祉・医療の向上、生活安定のために必要な援助、支援を包括的・継続的に行う機関として地域包括支援センターが設置されています。地域包括支援センターでは総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を行い多様化している高齢者の問題に対応していきます。

①□ 総合相談支援事業

地域包括支援センターならびに町内3ヶ所ある在宅介護支援センターの高齢者相談窓口としての周知を行い、問題の潜在化を防止します。民生児童委員会や婦人会等に向けた高齢者問題理解のための研修会を行い、介護者の地域での孤立化の防止を図ります。その他、商工会や警察等も含めた見守りネットワークを構築しながら、地域でのニーズ把握に努め、介護保険サービスにとどまらないさまざまな情報提供や継続的・専門的な相談支援を実施します。

② 権利擁護事業

高齢者虐待や消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護にかかわる相談対応を実施します。高齢者虐待については、見守りネットワークの強化を図り早期発見に努めます。さらに、高齢者虐待の対応では迅速かつ適切さが求められるため、弁護士や警察など専門機関との連携を図ります。

また、高齢者の財産を適切に守るために成年後見制度を円滑に利用

できるように普及啓発に努めます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続するために、ひとりひとりの高齢者に対して介護支援専門員が包括的・継続的にケアマネジメントを実践できるようにサポートしていきます。

(2) 地域包括ケアを支えるネットワークの整備

地域全体が一体となって高齢者を温かく切れ目なく支援していけるような環境や仕組み「地域包括ケアシステム」を構築することで、高齢者ができる限り住み慣れた地域で尊厳をもって生活をおくることができるようにします。

地域包括ケアシステム構築とともに、その総合調整をおこなうための地域包括ケア会議（①見守りネットワーク②地域ケア会議③医療・介護等関係者ネットワーク）を設置し、地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備を行います。

① 見守りネットワーク

高齢者が地域で安全で安心した生活を送れるように、民生児童委員会、駐在員会、婦人会、老人クラブ、社会福祉協議会、商工会、警察等といった高齢者と関わりが多い関係団体機関と情報交換や連絡を行い高齢者の現状や実態を把握し、ニーズに対応した支援に努めます。

また、見守りネットワークの体制強化により、認知症高齢者や徘徊高齢者の早期発見、高齢者虐待や消費被害の未然防止に努め、高齢者の権利擁護を図ります。

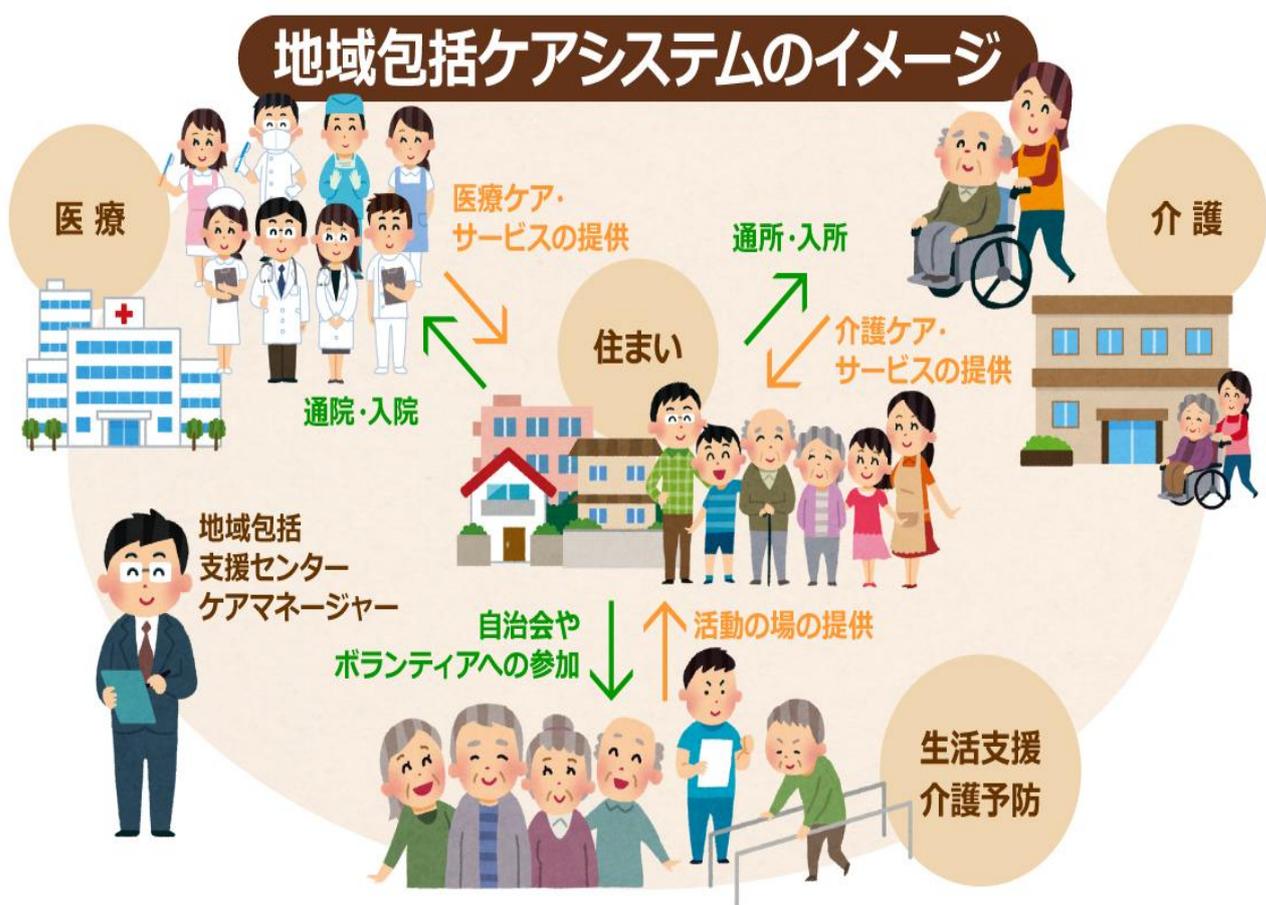
② 地域ケア会議

高齢者や介護者のニーズに対応したサービスの提供が健康状況、経済状況、家庭環境などが原因で困難な場合に、多職種協働による高齢者ケア会議を開催します。これにより、高齢者へのケアマネジメント

の充実と地域課題の解決に向け、地域包括ケアシステムの構築を整備していきます。

③ 医療・介護等関係者ネットワーク

医療・介護に従事する人が、高齢者の共通した問題に対して研修や情報交換を行い、地域での介護をより充実させていくためのネットワークづくりを行います。



(3) 介護保険施設・福祉施設の適正配置

介護保険事業は、3市4町で組織する杵藤地区広域市町村圏組合で行っています。

そのため、杵藤地区広域市町村圏組合で策定する第6期介護保険事業計画の基本方針及び目標に基づき、介護保険施設、地域密着型生活介護など居住系施設だけでなく、地域包括支援センター、その他の高齢者福祉施設など既存の地域資源を含めて、施設の機能・役割と適正配置などについて検討します。

また、地域共生ステーション（宅老所）についても今後の動向等見守っていきます。

町内の高齢者福祉関連施設

（平成27年2月末資料）

種 別	施設数（定員）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2（105床）
介護老人保健施設	2（160床）
介護療養型医療施設	2（218床）
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1（40名）
通所介護（デイサービスセンター）	15（303名）
通所リハビリテーション	5（203名）
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	3（1ユニット） 2（2ユニット）
認知症対応型通所介護 （認知症対応型デイサービス）	3（18名）
小規模多機能型居宅介護	1（25名）
有料老人ホーム	2（58名）
地域共生ステーション（宅老所）	9
在宅介護支援センター	3
地域包括支援センター	1

(4) 高齢者にもやさしいまちづくりの推進

高齢者に配慮したまちづくりを進めていくことは、すべての人が住みやすい社会になっていくことにつながります。少子高齢化社会の進展の中で、家族だけではなく地域コミュニティ全体で、高齢者自身の尊厳ある自立を見守り、やさしく包み込むことのできるまちづくりの実現を目指すとともに、安全・安心にも配慮して気軽に移動できる環境整備を図っていきます。

2 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

平均寿命が延び、人生80年といわれる中、健康で活動的な高齢者も多くみられます。

高齢者にとって住み慣れた地域での生活は多くの高齢者の望みです。充実した豊かな生活を送るためには、学習活動や軽スポーツ、趣味などの生きがい活動は重要な役割を担っており、生涯学習を取り入れた学習活動やスポーツ活動をニーズに応じて積極的に行うことができる環境づくりに努める必要があります。

また、老人クラブ活動やサークル活動などの地域における交流活動については、地域社会への参加と生きがいづくりを促進するという観点からも、その活性化を図ります。

(1) 交流活動の促進

老人クラブ活動を支援するとともに、高齢者が地域住民と積極的に交流していく機会（地域行事等）の充実を支援します。特に各地域における閉じこもりがちな高齢者の居場所づくりに努めます。

(2) 生涯学習への支援

関係機関との連携を図りながら、多様化するニーズを把握しつつ、高齢者がいつでも自由に学ぶことのできる環境づくりを行います。そのためには、教室等の内容の充実及び情報提供に努めます。

また、町民の生涯学習活動を支援するため10人以上のグループや団体に、職員が出向き専門知識を生かした説明を行う「まちづくり出前講座」

が更に活用されるよう、内容の充実とPRに努めます。

(3) 就労への支援

高齢者が経験や知識、技術等をいかしながら、意欲や関心を持って社会活動に参加し、生きがいをもって働くことができるよう、シルバー人材センターの周知を図り、地域資源を活用した多様な活動の場を提供し高齢者の就労機会の確保に努めます。

(4) 社会参加の促進

いったんは社会を退いた高齢者の中にも、健康で就労意欲のある人や地域の活動などへの参加を希望している人がいます。また、高齢者が社会参加することは、生きがいを感じ、自立した生活をいつまでも送るためにも大切な要素となります。

このため、高齢者自身が長年培った知識や経験などを勤労や地域に生かし、お互いに協力し、社会的な役割を担い貢献していく生きがいとやりがいのもてる、ボランティア活動等多様な機会を創出し、社会参加を積極的に促進します。

(5) 老人福祉センターの活用

健康づくりや生きがい活動の拠点として、また、高齢者の活動拠点のひとつとして位置づけ気軽に利用できる環境を作り、住民主体の地域福祉活動の展開を図っていきます。

3 介護予防の推進

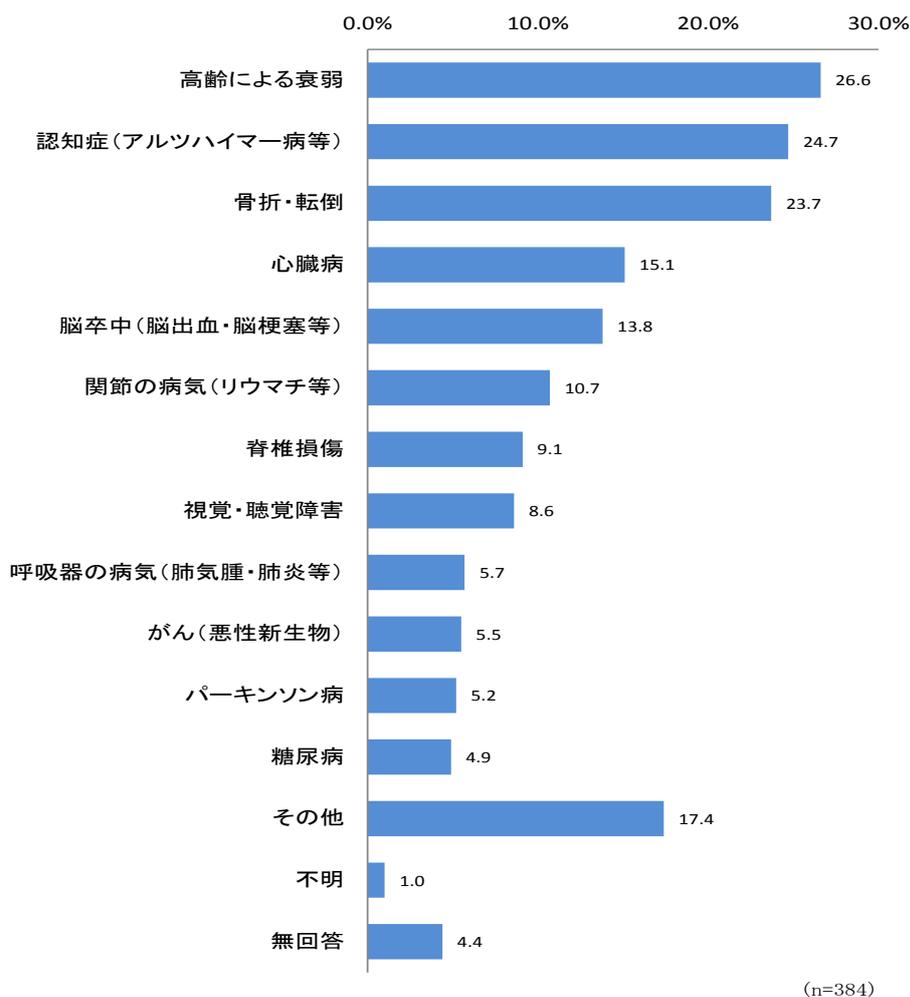
本町では、平成27年度からの介護保険制度の改正により、国が策定するガイドライン等を参考に、平成29年4月から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。

移行に向けた準備として、従来の介護予防事業に加え、健康な高齢者を含む地域住民やボランティア団体など多様な主体による新たなサービス提供について検討を行い、要支援認定者や要支援に相当する虚弱高齢者に必要なサービス及びその提供体制の整備を図ります。

また、地域において積極的に介護予防を普及啓発する町民団体や介護予防ボランティアの養成も図りながら、さらに介護予防の推進に努めます。

介護・介助が必要になった原因

「高齢による衰弱」が26.6%で最も多く、次いで「認知症（アルツハイマー病等）」24.7%、「骨折・転倒」23.7%の順となっている。



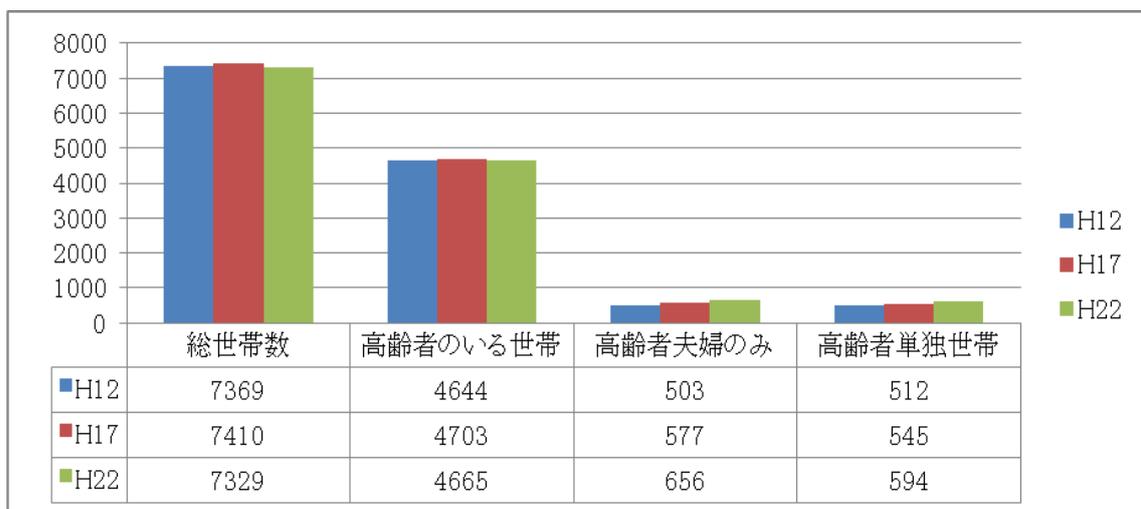
※（杵藤地区広域市町村圏組合 平成26年12月高齢者実態調査より）

(1) 介護予防事業

高齢者が、要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況などに応じて、対象者自らの選択に基づいて、公的サービスである介護予防事業や地域での非公的サービスが受けられるように、必要な介護予防事業の支援を行っていきます。

4 高齢者の在宅福祉の充実

高齢者の増加とライフスタイルの変化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯も年々増加傾向にあります。高齢者の多くは介護が必要な状態になっても、可能な限り在宅で生活することを希望しています。このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して快適に過ごせるよう、介護保険サービスに加えて各種の福祉サービスの充実を図っていく必要があります。



国勢調査資料

(1) ひとり暮らし高齢者等に対する支援の充実

ひとり暮らしの高齢者等の保健衛生、福祉の向上及び経済的負担の軽減を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するなど在宅での福祉サービスの充実を図ります。

① 生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所により各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消と心身機能の維持向上等を図ることにより、生きがいを見いだせるよう支援を行います。

比較的元気で介護保険の対象とならないおおむね65歳以上の高齢者に、日常動作訓練、趣味活動、生きがい活動、送迎等の各種サービスを提供します。

この事業は、要介護状態への進行防止になるものですが、入院や施設入所、介護認定等で利用者は減少傾向にあり、事業内容の見直しの必要があります。

【利用状況及び見込み数】平成25年度までは実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	159	155	164	160	160	160
参加延人数	5,539	5,366	5,287	5,580	5,580	5,580

② 食の自立支援事業

調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対して、食事を提供すると同時に安否確認を行うことにより、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう支援することを目的としています。

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等や身体障害者で、食の自立の観点から、心身の状況、その置かれている環境、対象者及びその家族等の情報や、社会資源の状況などを総合的に勘案し配食サービスを提供します。毎年アセスメント調査を実施し、状況を判断したうえで、他のサービス等の検討も行います

配食サービスは、1日に2回（昼食・夕食）の週6日を限度に実施し、配達時に利用者の安否確認を行っています。また、高齢者のニーズも多様化している中で、民間事業者等の情報も収集しながら事業を継続していきます。

【利用状況及び見込み数】平成25年度までは実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	68	55	42	60	60	60

③ 生活管理指導短期宿泊事業

高齢者を一時的に施設に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図り、要介護状態への進行を防止することを目的としています。

高齢者と同居する家族が、疾病、冠婚葬祭等により不在となる場合や虐待等一時的に養護する必要があると認められる場合に、特別養護老人ホーム等の施設を活用して、高齢者を宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図り、要介護状態への進行を予防します。また、介護者に代わって要援護高齢者を一時的に介護する必要がある場合にも利用できます。

今後も事業についての周知を継続していきます。

【利用状況及び見込み数】平成25年度までは実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	1	6	2	7	7	7

④ 紙おむつ等購入助成事業

介護用品購入の一部を助成することで、在宅での介護を必要とする高齢者とその家族の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

常時失禁状態にある在宅の高齢者で、所得税非課税世帯に属する方に対し、紙おむつ・尿取りパット購入費の一部を助成します。

利用者は、ほぼ横ばい状態ですが、引き続き事業の周知を行っていきます。

【利用状況及び見込み数】平成25年度までは実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	19	18	18	22	22	22

⑤ ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

緊急通報機器を貸与することにより、緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、在宅での安心した暮らしを実現することを目的としています。

おおむね65歳以上のひとり暮らしや寝たきりの高齢者宅に緊急通報システム装置を貸与し、高齢者が家庭内で病気等の緊急事態に陥ったときにその装置を用いて委託先の警備会社等に通報することにより、必要な救助活動等を行い、高齢者の安全確保を図ります。

また、月1回の委託業者による訪問で、安否確認を兼ねた生活状況全般の確認や通報器の試験通報を行います。

【利用状況及び見込み数】平成25年度までは実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置者数	87	85	76	85	85	85

⑥ 住宅改良事業費補助事業

高齢者が住み慣れた自宅で快適に生活できるよう支援することを目的としています。

在宅で所得税非課税世帯の要介護、要支援者高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住宅を改良するための費用の一部を助成します。

需要は高まっている事業なので、今後も継続していきます。

【利用状況及び見込み数】平成25年度までは実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	0	1	1	2	2	2

⑦ 軽度生活援助事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に日常生活上の軽易な家事援助（買い物、調理、清掃、洗濯など）を行うことで、自立した在宅生活の継続と要介護状態への進行防止を図ることを目的としています。

ヘルパーが軽易な日常生活の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要支援及び要介護状態への進行を予防します。

要介護者となり、事業の利用者が減少していますが、介護保険外の高齢者の安心できる生活のために事業を進めていきます。

【利用状況及び見込み数】平成25年度までは実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	2	4	4	5	5	5

⑧ 老人ホーム等入所（居宅）措置事業

生活環境上、経済的、虐待等の理由により居宅での生活が極めて困難な高齢者に対し、施設入所措置を実施し、安定した生活を確保することを目的としています。

家庭環境や経済的理由により家庭で生活することが困難な高齢者の入所施設として、近隣の養護老人ホームとの連携を図り、自立した生活のために必要な指導、支援を行います。また、被虐待高齢者の措置等を含め円滑な対応に努めます。

【措置状況及び見込み数】平成25年度までは実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入所利用者数	19	15	14	16	16	16

(2) 認知症対策の推進

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は今後さらに増加すると見込まれています。認知症高齢者が尊厳を保ちながら住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるようにするためには、地域住民が認知症を正しく理解し、地域全体で認知症高齢者とその家族を見守り、支援することが必要であり、認知症に関する正しい知識の普及啓発は重要な課題です。

認知症高齢者等が尊厳を保ち安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の普及や虐待防止など、高齢者の権利擁護に向けた取り組みを推進します。

また、若年性認知症は、社会や家庭で重要な役割を担っている時期に発症するため、早期受診を促し、関係機関へつなげていきます。

① 普及啓発の推進

認知症への住民の理解や関心は徐々に高まっていますが、まだ十分に理解されているとはいえません。認知症を医療や介護、福祉に携わる者だけでなく、住民が広く理解することが、本人や家族等を支えることにつながります。

このため、認知症に関する正しい理解を促進するとともに、認知症

の原因や予防、適切な介護のあり方等についても知識の普及に努めます。

② 高齢者の権利の擁護

認知症等により判断能力が衰えた高齢者が、悪質商法の被害者となったり、身体的、経済的な虐待や財産侵害を受けたりするなど、権利や財産が侵害されることを防ぐため、成年後見制度事業や地域福祉権利擁護事業など、高齢者の権利擁護に関する制度の利用促進を図ります。また、高齢者虐待の早期発見・早期対応をするための体制の充実強化及び高齢者虐待の防止に向けた普及啓発を行うとともに、擁護者等の負担軽減をはかり発生防止に努めます。

5 高齢者への介護サービス等による生活支援

(1) 生活支援サービス体制の整備

単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症の高齢者が増加する中、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療、介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を図っていくことが必要です。

そこで、NPO・民間企業・協同組合・社会福祉法人・ボランティア等の参画を得ながら連携体制を構築し、生活支援サービスの整備を推進していきます。

6 高齢者の安全・安心の確保

(1) 行政と地域の連携

災害時に避難する場合、高齢者や重度の障害のある人などは機能の低下から避難が遅れ被災することが考えられます。行政は避難場所などの避難情報を事前に提供しておくことが重要です。また、自力で避難することが困難な人の、避難行動要支援者名簿を基に具体的な支援プランの策定などを進め、行政と地域住民の救援活動への参画を促します。

また、高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺などの消費者被害を未然に防ぐため、防犯に関する意識の啓発に努めるとともに、地域の関係団体との情報を共有し、被害にあった場合は、迅速かつ適切に支援が行

えるよう努めます。

(2) 地域のコミュニケーションの推進

高齢者世帯が増える中では、高齢者が安全で安心して生活するためには、日頃から顔を合わせる機会や気軽に集まれる地域のコミュニケーションづくりが重要です。住民同士が支え合いながら暮らすことのできる環境づくりに取り組みます。



第5章 計画の推進

高齢者が適切なサービスを利用するためには、サービスの提供体制を整備する必要があります。そこで、利用者が幅広い選択肢の中から希望に応じた、良質なサービスが利用できるよう、体制強化に努めます。

1 相談・情報提供体制の充実

(1) 身近な機関による相談体制の充実

介護保険制度をはじめ福祉サービス等に関する利用者の相談に総合的に対応できるよう、地域包括支援センターにおける総合相談体制の充実に努めるとともに、身近な相談窓口として、町内にある在宅介護支援センターとの連携を図ります。

(2) 情報提供体制の充実

介護サービス、健康づくりや介護予防に関する保健事業や福祉事業・地域福祉活動など様々なサービスや制度について、町広報紙・ホームページやケーブルテレビ放送など多様な媒体を活用し、分かりやすく住民に提供していきます。

2 関係者・関係団体との連携

(1) 庁内の推進体制整備

高齢者に対し、より効果的・効率的なサービスが提供できるよう、各種サービスを提供する担当部局だけでなく、庁内の関係部局との連携を図ります。

(2) 関係機関との連携

高齢者に係る幅広い分野にわたる施策の充実のため、関係機関との連携の強化を図るとともに、住民やボランティア等の地域との協働関係の構築を進めます。

白石町高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

氏 名	区分（役職名等）	
杉 原 忍	副町長	会長
西 山 清 則	議会議員代表	副会長
内 野 公 正	民生児童委員協議会代表	
相 浦 勝 美	社会福祉協議会事務局長	
岩 永 政 文	在宅介護支援センター白い石	
齊 藤 一 郎	在宅介護支援センター桜の園	
吉 村 隆 宏	医師会代表	
林 眞 智 子	老人クラブ連合会代表	
川 崎 初	学識経験者	
溝 口 研 次	駐在員会会長	
川 原 哲 朗	杵藤保健福祉事務所福祉支援課長	

白石町高齢者福祉計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 白石町の老人福祉計画を策定するため、白石町高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、白石町高齢者福祉計画に関する事項に関し必要な審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 議会の議員
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 社会福祉関係団体の代表者
- (5) 医療事業に関係のある者
- (6) 高齢者の代表者
- (7) 行政機関の職員
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 駐在員の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が完了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は行政機関の職員として委嘱された委員とし、副会長は委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿社会課において行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。